

# さかの木の家具等開発チャレンジ支援事業募集要領

## 1 趣旨

県産木材の利用拡大を図るため、県産木材を使用した家具や木製品の開発等について、意欲ある団体等から効果的な提案を募集し、優れた提案をした団体等にその開発費等の一部を支援することで、県産木材を使用した魅力的な家具や木製品が製造され、県民の県産木材に対するイメージアップを図る。

## 2 募集团体数

2団体程度

※予算の範囲内で、下記8で定める方法により採択する。

## 3 応募資格要件

本事業に応募できる者は、次の要件の全てを満たす者とする。

なお、応募資格要件の確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合がある。

(1)佐賀県産木材地産地消の応援団または木材の生産・加工流通業者（「佐賀県木材業者及び製材業者登録条例」に基づき登録された者）、またはそれらの者で組織する団体。

(2)自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当しない者。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(3)前項のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではない者。

## 4 対象となる事業

県産木材を使用した家具や木製品等の開発及び利用促進に係る取組

## 5 補助対象経費、補助率及び補助上限額

(1)補助対象経費

補助事業者が県産木材を使用した家具等を開発する際に要する経費

- ・ 需用費（材料費、印刷費・消耗品費等）
- ・ 役務費（通信運搬費、普及宣伝費等）
- ・ 委託料（試験費等） 等

(2)補助率及び補助上限額

定額（300千円以内／団体）

ただし、補助金は定額単価と実際に事業に要した経費を比較して低い額とする。

## 6 応募の方法

### (1) 提出書類

- ① 提案書（第1号様式）
- ② 見積書（第2号様式）
- ③ 団体等に関する調書（第3号様式）
- ④ 誓約書（第4号様式）

### (2) 応募方法

6(1)に定める提出書類を作成し、郵便又は持参により、6(3)の応募先に提出すること。  
応募用紙は、担当課窓口又は9(2)の佐賀県ホームページで配布・配信する。

### (3) 応募先

担当課：佐賀県 農林水産部 林業課 林産担当  
※下記9に住所、メール送付先、窓口を記載。

### (4) 応募期間

令和元年6月19日（水曜日）から令和元年7月31日（水曜日）まで（厳守）  
※郵便の場合は、当日の消印有効とする。  
※応募期間内に提出書類がすべて提出されたものを有効とする。

## 7 採択の方法

### (1) 補助事業者の選定

提出された資料に基づき、別途設置する審査会において審査項目について公正な審議を行い、優秀提案事業者を選定し補助事業者として特定する。ただし、評価が一定水準に達しない場合は、補助事業者として特定しない場合もある。

なお、応募が1事業者のみの場合でも、審査は実施する。

### (2) 審査基準

審査委員会において、下記の審査項目に従って提出された提案書について評価を行う。

- ア 提案内容：提案が魅力的かつ効果的な内容となっているか。
- イ 実施体制：関係者と調整し、計画を適正かつ確実に実施する体制を有するか。
- ウ 見積額：見積の積算は妥当か。

### (3) その他

- ア 本企画提案の応募に係る経費はすべて提案者の負担とする。
- イ 提出された書類は返却しないものとする。
- ウ 提案に際して、補助事業者として採用されないこともある点に十分留意し、関係者とトラブルがないようにすること。
- エ それぞれの審査結果は速やかに通知する。

## 8 補助金の交付手続

(1) 8の規定により提案が採択された補助事業者は、別に定める「ふる郷の木づかいプロジェクト事業費補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）に基づき補助金の交付申請等が必要となる。

なお、審査結果や予算の都合上、事業の内容や経費の一部修正等の条件を付す場合がある。

(2) 交付要綱に定める補助金の実績報告の提出があったときは、県が書類確認を行い、完了を確認する。

なお、必要に応じて現地確認も行う。

(3) この事業の補助金は原則、事業完了後の精算払での交付となる。ただし、事業実施にあたり、知事が必要と認めた場合は、概算払で交付することができる。

## 9 問い合わせ先等

### (1) 問い合わせ先（担当課）

#### ① 郵送・電子メールの場合

佐賀県農林水産部林業課林産担当

〒840 - 8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

TEL：0952 - 25 - 7133（直通）

メール：[ringyou@pref.saga.lg.jp](mailto:ringyou@pref.saga.lg.jp)

※電子メールを送った場合には、その旨を電話にて報告すること。

#### ② 窓口へ持参の場合

佐賀県庁 新館10階北側 農林水産部 林業課 林産担当

### (2) 佐賀県ホームページ（Webページ）のアドレス

アドレス <http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00362184/index.html>

（佐賀県ホームページ＞しごと・産業＞農林水産業＞林業

＞県産木材を使用した家具や木製品の開発等に係る経費の一部を支援します）

この募集に伴い収集した個人情報は、本事業に係ることのみに使用し、それ以外の目的に使用することはない。

なお、県における個人情報の取扱いについては、佐賀県プライバシーポリシー及び行動プログラムで定めている。